

知立市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成 17 年 3 月 28 日

知立市条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、公共の場所における放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 1 条第 2 項に規定する第二種原動機付自転車をいう。
- (2) 公共の場所 道路その他公共の用に供されている場所のうち、市が管理するものをいう。
- (3) 放置 自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (4) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で公共の場所に放置されているものをいう。
- (5) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備又は解体を業として行っている者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- (6) 所有者等 自動車の所有権、占有権若しくは使用权を現に有する者若しくは最後に有した者又は自動車を放置した者若しくは放置させた者をいう。
- (7) 廃物 放置自動車で、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物と認められるものをいう。
- (8) 処分等 廃物を撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、放置自動車の発生の防止に関し、啓発その他の必要な施策を実施し

なければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が前条の規定により実施する施策(以下「市の施策」という。)に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民(市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。)は、市の施策に協力しなければならない。

(放置の禁止)

第6条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第7条 放置されている自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、関係機関にその内容を通知する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査)

第8条 市長は、前条第1項の通報があったときその他必要があると認めるときは、当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するものとする。

(撤去警告)

第9条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(撤去勧告)

第10条 市長は、第8条の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう期限を定めて勧告することができる。

(撤去命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その定められた期限まで

に当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該放置自動車を撤去するよう期限を定めて命ずることができる。

(弁明の機会の付与)

第 1 2 条 市長は、前条の規定により当該放置自動車を撤去するよう命ずるときは、あらかじめ当該放置自動車の所有者等に対し、期限を定めて弁明の機会を与えなければならない。

(放置自動車の移動等)

第 1 3 条 市長は、放置自動車に、第 9 条の規定による警告書をはり付けた日から一定期間を経過した後において、市民の快適な生活環境に著しく障害を与えていると認められるときは、当該放置自動車を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、保管したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合（以下「所有者等不明の場合」という。）又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合（以下「連絡先不明の場合」という。）は、その旨を告示するものとする。

(廃物認定)

第 1 4 条 市長は、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合は、放置自動車を第 2 0 条に規定する知立市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、放置自動車が廃物と明らかに認められるとき、又はあらかじめ知立市放置自動車廃物判定委員会で承認された廃物基準に該当すると認められるときは、当該委員会の判定を経ずに、当該放置自動車を廃物として認定することができる。

3 市長は、前 2 項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(処分等)

第 1 5 条 市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第16条 市長は、第14条第1項の判定を経て、放置自動車を廃物として認定しなかったときは、当該放置自動車を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により廃物として認定しなかった放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）を保管したとき、又は第13条第1項の規定により保管した放置自動車が廃物認定外放置自動車となったときは、所有者等に当該廃物認定外放置自動車の引取りを促すために告示しなければならない。

（保管した放置自動車の措置）

第17条 市長は、前条第2項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお当該放置自動車の引取りのない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、当該放置自動車を売却し、その売却した代金を保管することができる。

2 市長は、前項の規定による放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する評価額が著しく低いときは、当該放置自動車を廃物とみなして処分等することができる。

3 前条第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該放置自動車（第1項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）の引取りのないときは、当該放置自動車の所有権は市に帰属するものとする。

（引取通知）

第18条 市長は、保管している放置自動車の所有者等の住所、居所その他の連絡先が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

（費用請求）

第19条 市長は、保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定による放置自動車の引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第15条の規定による処分等、第17条第1項の規定による売却又は同条第2項の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管、売却及び処分等に要した費用を請求することができる。

(放置自動車廃物判定委員会)

第 2 0 条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理
に関し必要な事項を審議するため、知立市放置自動車廃物判定委員会 (以下「委
員会」という。) を置く。

2 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 自動車について専門的知識を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者
の残任期間とする。

(委任)

第 2 1 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 2 2 条 第 1 1 条の規定による命令に違反した者は、 2 0 万円以下の罰金に処す
る。

(両罰規定)

第 2 3 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、
その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を
罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 1 7 年 6 月 1 日から施行する。